

## 会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	令和5(2023)年度第2回みよし市国民健康保険運営協議会		
開催日時	令和5(2023)年12月22日 午後1時30分～午後2時15分		
開催場所	みよし市役所6階 601・602会議室		
出席者	(会長) 酒井 喜市 (会長職務代理) 島 典弘 (委員) 加藤 民子、永田 志麻、石井 大、芳賀 真 大澤 和貴、久野 和美、小嶋 俊和 三浦 祐香、小野田 裕之、西尾 央 (事務局) 深津福祉部長、岡田福祉部次長、藤森保険健康課長、 岡田副主幹、鈴木主任主査、丹羽主事		
次回開催予定日	令和6(2024)年1月(予定)		
問合せ先	保険健康課国保担当 岡田、鈴木 電話番号 0561-32-8011 ファクシミリ番号 0561-34-3388 メールアドレス <a href="mailto:hoken@city.aichi-miyoshi.lg.jp">hoken@city.aichi-miyoshi.lg.jp</a>		
下欄に掲載するもの	議事録全文 <a href="#">議事録要約</a>	要約した理由	
審議経過	1 あいさつ 2 協議事項 ・令和6年度みよし市国民健康保険税税率について 3 報告事項 ・産前産後期間相当分の国民健康保険税の所得割額と均等割額の免除について		
<会議録> 藤森保険健康課長	時間もまいりましたので、ただいまから「令和5年度第2回みよし市国民健康保険運営協議会」を開催します。 それでは、礼の交換をさせていただきます。一同ご起立をお願いします。一同、礼。ご着席ください。 申し遅れましたが、本日の進行を務めさせていただきます、保険健康課長の藤森です。よろしく申し上げます。本日の会議につきましては令和5年度第2回とさせていただきます。第1回につきましては、本年7月に開催させていただきますのでよろしく申し上げます。 なお、本日の会議は約1時間程度を予定しております。 また、この会議は公開となりますので、ご了承をお願いします。		

酒井会長	<p>本日は事前に送付させていただいております資料を使用しますが、お持ちでない方がいらっしゃれば、事務局までお知らせください。</p> <p>それでは、次第に従いまして、進めさせていただきます。</p> <p>はじめに、次第1 あいさつ ですが、酒井会長より、ごあいさつをいただきたいと思ひます。会長お願ひします。</p> <p>みよし市社会福祉協議会の酒井です。一言ご挨拶させていただきます。</p> <p>現在の愛知県の国民健康保険制度では、将来にわたる国民健康保険の安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保を図るため、県が国保事業を運営するために必要な財源を確保するための、標準保険税率を市町村ごとに示すことになっており、市町村は、それを参考にして、税率を定めることとなります。</p> <p>この示された標準税率が、市の税率よりかなり高くなっており、ここに差が生じると、国民健康保険特別会計は、不足することとなり、一般会計から法定外繰入として補てんが必要となります。</p> <p>令和3年度の当協議会の答申では、平成29年度の答申以降実施してまいりました、税率改正についてさらに検討を行い、著しい被保険者の負担増にならないように配慮しながら、一般会計からの法定外繰入を削減するため、令和8年を目途に標準保険税率に近づけていく税率改正をすとしてまいりました。</p> <p>さて、新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、感染の状況も落ち着きつつあるところですが、現在はインフルエンザが全国的に流行し、市内でも学級閉鎖等が発生しているようです。</p> <p>全国的な傾向でもあるようですが、1人当たりの医療費は増加しており、被保険者の方が安心して医療を受けるために、国民健康保険制度は重要な役割を担っており、今後も安定した健全な運営が必要です。</p> <p>また、今年度についても、市長から当協議会に令和6年度みよし市国民健康保険税のあり方について意見を求められておりますので、答申書を作成することとなります。</p> <p>前年度までの税率改正等を踏まえ、今後の保険税のあり方について協議をいただければと思ひます。</p> <p>委員の皆様におかれましては忌憚のない意見と慎重な協議をお願ひし、私のあいさつとさせていただきます。</p>
藤森保険健康課長	<p>ありがとうございました。</p> <p>なお本日は、加藤委員が所用により欠席されておりますのでご報告させていただきます。</p> <p>それでは、さっそくですが、ただいまから議事に入らせていただきます。</p> <p>「みよし市国民健康保険運営協議会規則」第3条第1項の規定により会長が議長を務めることとなりますので、酒井会長よろしくお願ひします。</p>
酒井会長	<p>それでは、規定により議長を務めさせていただきます。よろしくお願ひします。</p> <p>議事に入ります前に、本協議会が成立している旨のご報告をいたします。本日の出席者は12名であり、「みよし市国民健康保険運営</p>

鈴木主任主査

協議会規則」第6条に定める定足数に達しており、本委員会は成立しています。

はじめに、本日の議事録記名者の指名をしたいと存じます。三浦委員と小野田委員を議事録記名者に指名しますのでお願いします。

なお、議事録は要点記載とし、書記を保険健康課の丹羽主事をお願いします。

それでは議事に入ります。次第2 協議事項の「令和6年度みよし市国民健康保険税の税率について」、事務局より説明をお願いします。

それでは、2 協議事項の令和6年度みよし市国民健康保険税の税率について、ご説明いたします。着座にて失礼します。

本日は一部の説明について概要のみにさせていただきますのでご了承ください。

本年度も市長より当協議会に対し、「令和6年度みよし市国民健康保険税のあり方について」の諮問を受けております。今回は、令和6年度の本市における国民健康保険税率の見直しの具体的な方向性についてご審議いただきます。よろしくお願いします。

それでは、次第の次、A4の資料をお願いします。ここでは、「本市の国民健康保険の現状」を説明しています。

まず、「国民健康保険税と保険給付費」の推移です。近年は、国保被保険者数、国保税の額も減少傾向にあります。その一方で1人あたりにかかる医療費は医療の高度化や高額化などにより増加傾向となっています。

次に、「国民健康保険の県単位化と標準保険税率」についてです。平成30年度からは、県が県内市町村の国保財政を一括管理する国民健康保険の県単位化が始まりました。県単位化に伴い、市町村は国民健康保険税を主な財源として、県に国保事業費納付金を支払います。その後、県は、市町村が必要な給付費をそれぞれの市町村に支払うことになりました。

県は、市町村が国保事業を運営するために必要な税を確保するための、標準保険税率を毎年市町村ごとに示し、それを参考にして市町村は税率を定めることとなりました。今年、11月に、県が仮算定として示した標準保険税率は昨年度同様に現在の本市の税率よりも高いものとなっています。

では、資料裏面をご覧ください。「愛知県国民健康保険運営方針」についてです。

令和3年度からの、第2期愛知県国民健康保険運営方針では、赤字市町村は赤字解消について、目標年次を踏まえ計画的に保険税率を適切な水準に近づけていくことにより、赤字の計画的・段階的な解消に努めるものとする。なお、被保険者の保険税負担が短期間で著しく増加しないように配慮し、関係者の納得と理解に努め現実的な赤字の解消・削減をすすめていくものとするとしています。

次は、「一般会計からの法定外繰入」についてです。

国民健康保険事業は、法律に基づき国民健康保険税、県の交付金、市の一般会計からの法定繰入を財源として運営しますが、国民健康保険特別会計で不足する場合に、市の一般会計からの法定外繰入金で補てんします。

先程述べたように県の運営方針では、この繰入金について、解消・削減するように促しています。

次に「保険税率の改正状況」についてです。

本市の国民健康保険税率の改正状況については、平成29年度に資

産割を廃止し、所得割、均等割、平等割3方式に変更しました。

平成30年度からは、県単位化により県から標準税率が示され、法定外繰入の削減をするために、それに近づける必要がありましたが、一度に近づけると、被保険者に急激な負担増となるため、7年間かけて標準税率に近付ける形での税率改正としました。令和2年度まで実施し、令和3年度分については新型コロナウイルス感染症の影響等により税率改正せず据え置きとしました。

また、令和3年度のみよし市国民健康保険運営協議会答申を受け、令和4年度の標準保険税率の上昇に伴い計画を見直し、令和8年度までで税率改正していくこととしました。

これらのことから、「保険税率見直しの留意点」としまして、国保税率の見直しにあたっては、被保険者の急激な負担増とならないように十分配慮するとともに、計画的に一般会計からの法定外繰入の削減を進めていく必要があります。

また、近年は、標準保険税率が大幅に上昇していることも考慮いただきご審議をお願いいたします。

それでは、続いてA3参考資料をご覧ください。

1 ページの1 みよし市国民健康保険の現状は先ほどの資料でご説明した内容を表記しております。

2 ページは当協議会 前回の答申の附帯意見です。

6つの付帯意見の中の1, 2が今回の税率を設定する上での項目となります。

1が、愛知県が示した標準税率を考慮すること。2が、被保険者の急激な負担にならないように、計画的に一般会計からの法定外繰入れを削減することが出来るような税率設定をすることです。

これを踏まえながら、今回の見直しについて検討していただくわけですが、ここで大きなポイントとなるのが 次の3「基本的な考え方」の見直しのポイント3、4となります。

この2つのポイントは、先程からご説明していますように、3では、具体的には昨年度の当協議会の答申で、急激な被保険者の負担増にならないよう、令和8年度を目途に計画的に標準税率に近づけていき、法定外繰入れの解消・削減をすすめていくこととしていること。

4では、昨年度の答申にある負担増の金額を踏まえ、被保険者の負担増の目途とし、標準税率に近づけていくこととしたことです。

事務局としましては、右の比較検討の詳細案にあります、4つの案を示させていただきたいと思えます。

案1は、令和6年度は税率改正をせず、据え置きとする案、案2は、令和6年度の改正で県が示す標準税率と同程度とする案、案3は、これまでの答申を踏まえ令和6年度から令和8年度の3年間で標準税率と同程度とする案としています。

案4は、昨年の答申があった被保険者の負担額の増額をベースに令和6年度から令和10年度の5年間で標準税率と同程度とする案で、これは税率改正の回数を全10回（11年間）とするものです。

すべての案について言えることですが、県から示される標準税率は毎年見直されるため、その税率が大きく変わった場合は、この期間の延長・短縮も検討する必要が毎年度あると考えています。

3 ページをご覧ください。

4 令和6年度 税率改正検討表です。

先ほどの4つの案を具体的に説明していきます。

一番上段の表が令和2・3元年度から令和5年度の税率比較です。右の網掛け部分の計で見ると、令和2・3年度と令和5年度では所得割が8.93%から10.22%で1.29%の増、均等割が4

2, 100円から46, 800円で4, 700円の増、平等割は29, 900円から31, 000円で1, 100円の増となっています。

計の右、モデル世帯での年税額ですが、モデル世帯とは、今年度の平均的世帯を使用しており、所得割の算定基礎となる世帯の賦課所得150万円、被保険者2人世帯で1人は介護分が賦課されないという設定です。

モデル世帯の年税額は239, 100円から267, 500円で28, 400円、12%程度の増となっております。

1段下の2行になっている少し小さな表については、今年11月に示された標準税率でそのまま積算した数値がのせてあります。モデル世帯での年税額をご確認いただくと大幅な増額になることが確認できると思います。

その次の表からは、事務局がお示しする4つの案について試算した表となっております。

案1では、令和6年度に税率改正を行わない場合の表です。

被保険者の負担増はありませんが、同表右から2番目の欄の一般会計法定外繰入金が約2億8千万円となっており、現実的に会計上このままでは運営が難しい数値となっております。

案2は、令和6年度で標準税率に近づけた場合です。(標準保険税率とほぼ同程度とした場合)

モデル世帯では、351, 000円で31. 2%の増となります。

一般会計法定外繰入金が約1千万円となり法定外繰入金の削減は出来ますが、被保険者の急激な負担増となりこれも現実的に適応しがたい状況になります。

案3は、3年かけて標準税率と同程度にした場合で、令和3年度国民健康保険運営協議会答申に基づき、現行税率と標準税率との差を平成30年度から令和8年度までの9年間で均等に近づけていくものです。

平成30年度から令和5年度までは既に改正をしているので、令和6年度以降、残り3回で標準税率に近づける形での改正となります。

令和6年度の改正で、計の部分ですが、所得割11. 41%で1. 19%増、均等割50, 800円で4, 000円増、平等割は33, 200円で2, 200円の増となります。モデル世帯での年税額は294, 900円で、27, 400円、10. 2%の増となります。

案4は、令和6年度から5年かけて標準税率と同程度にする場合で、令和4年度の答申にあった負担増となる金額を基準にして期間算出したものです。例年同様に算出しましたが、令和6年度の改正で、計の部分、所得割10. 92%で0. 70%増、均等割49, 200円で2, 400円増、平等割32, 200円で1, 200円の増となり、モデル世帯の年税額では283, 700円と16, 200円、6. 1%の増加となります。

この案についても例年の増加率と比べると小さくはありません。

現状で保険関係の会計については社会保険も含め逼迫しており、赤字の解消、財源の確保は急務となっております。

5ページには過去の税率見直しの状況を示した表を添付しておりますので、参考にしていただければと思います。

以上、説明とさせていただきます。

酒井会長

事務局から説明のありました件について、ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

小嶋委員	事務局としてはどうお考えですか。
鈴木主任主査	<p>事務局としましては、例年同じようなことを申し上げますが、急激な負担増を抑制しつつ法定外繰り入れを削減することは避けられないと考えています。</p> <p>特に今年度は納付金、標準保険税率とも非常に苦しい数字が示されており、税率改正は待ったなしの状況ではないかと考えております。</p>
小嶋委員	<p>そうなると、案4あたりでということでしょうか。ただ、毎年値上げになりますので今のご時世どうかなという気もしますが、以前は据え置きというのもありましたか。</p>
鈴木主任主査	<p>新型コロナウイルスの関係で令和3年度については据え置きでしたが、県の標準保険税率が示されてからは、基本的に毎年税率改正を行っています。</p>
小嶋委員	<p>県の標準保険税率というのは、下がる要素もあるのでしょうか。</p>
藤森保険健康課長	<p>一人当たりの医療費も増加傾向にありますし、下がることは現状考えにくいと思います。</p> <p>ただ、将来的に県内の保険料を統一したいという考えがあり、その状況によっては、統一した際には据え置きか、下がる可能性もあります。</p>
小嶋委員	<p>被保険者からしましたら、税率改正を行わない案1が一番良いのでしょうか、県の標準保険税率とはまだ差がある状況ですね。みなさんどうでしょうか。</p>
酒井会長	<p>コロナ渦で1年据え置きの年があるものの、それ以外は毎年上がっているというのがここ数年の状況です。</p> <p>事務局から説明があったように、案4はもう少し年数をかけて、なだらかに上げていく、いわゆる激変緩和の案になります。これが事務局の考えです。そして案3はこれまでと同じ考え方になりますが、かなり率が高くなりますので、これがどうかといったところですね。</p> <p>小嶋委員のおっしゃられるとおり、被保険者からすると税率改正を行わない案1が一番良いのですが、なかなかそうも言っていない状況です。そして案2ですと一気に上げるということで、これはいくらなんでもといったことになりますので、事務局の案4、もしくは今まで皆様にご審議いただいております案3のどちらかかどうかと思いますが。</p>

小嶋委員	市の所管する、手数料ですとかそういったものも全て上がる方向で動いていますか。
深津福祉部長	上がるものも多いですが、全てが上がるというわけでもありません。中には下がるものも多少あります。
酒井会長	参考までに、後期高齢者医療保険のほうは来年度どうなりますか。
岡田副主幹	後期高齢者医療保険は既に県単位化されており、県の示す税率に合わせて改定予定です。
酒井会長	改定予定ということは上がる方向にあるということですね。事務局の所管ではないかもしれませんが、介護保険の方も上がる方向にあるということです。
小嶋委員	みんな上がる方向にあるということであれば、国民健康保険税だけ据え置きというのも難しそうですね。
酒井会長	<p>事務局からの説明では、案4の、案3よりもさらに2年延ばして増加をなだらかにすることが適当ではないかとの説明がありましたが、このことを含め、ご質問、ご意見等がありましたら再度お願いします。</p> <p>特になければ、ここでお諮りします。</p> <p>ただ今、事務局より説明のありました、令和6年度みよし市国民健康保険税の税率についての改正（案）につきまして、案4を承認し、標準保険税率と同程度にする期間を令和10年度までとし、税の増加額を年17,000円程度とすることでご異議はありませんか。</p> <p>ご異議のない方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>では当委員会では、案4を承認し、税の改定計画について令和10年度までとすることと決定いたします。</p> <p>なお、こちらの案につきましても、年明けの本算定結果によって税率が大きく変動する場合等は計画値を調整することとなりますのでご了承ください。</p> <p>以上で本日の議事につきまして終了いたしました。委員の皆様には、長時間にわたる慎重審議を賜り、まことにありがとうございました。</p> <p>それでは、事務局にお返しします。</p>
藤森保険健康課長	ありがとうございました。 それでは3報告事項について事務局より説明申し上げます。

鈴木主任主査

1点報告させていただきます。

産前産後期間相当分の国民健康保険税の所得割額と均等割額の免除について、本日、机上に配布したリーフレットをご覧ください。

令和6年1月から国民健康保険の出産被保険者にかかる産前産後期間相当分の所得割額と均等割額の免除措置が開始されます。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（(令和5年法律第31号)）及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（(令和5年政令第243号)）等の施行に伴うもので、対象となる出産は妊娠85日以上分娩（死産、流産（人工妊娠中絶を含む）及び早産を含む。）で軽減の対象となる期間は出産の予定日（出産日）が属する月の前月から、出産の予定月の翌々月までの4か月となります。

なお、多胎妊娠・出産の場合は、出産の予定月の3か月前から6か月間が対象期間となります。

令和5年度については産前産後期間のうち、令和6年1月以降の期間の分だけが対象となります。

藤森保険健康課長

今回、国保税率改正の見直し案について、ご審議、ご決定いただいた内容をもとに、今後、市長に提出します答申書を作成してまいります。1月中旬に愛知県より本算定での標準保険税率が示される予定ですので、それを踏まえて資料を作成し、ご審議いただいた結果とすり合わせて答申案を作成し、第3回目の運営協議会にて協議していただきたいと思っております。

今後の法改正等の状況により次回の運営協議会において、必要事項についてご検討いただくこともありますので、ご承知おきください。

それと、もう一点ございます。

例年、委員の皆様へ「新年あいさつ会」のご案内をさせていただいておりますが、「令和6年新年あいさつ会」につきまして、令和6年1月4日（木）午前10時から、市役所3階研修室で開催いたしますので、ご都合がよろしければぜひご参加いただければと思います。広報みよしにも掲載されておりますのでご覧ください。

なお、次回の会議ですが、令和6年1月26日（金）午後1時30分から予定させていただきます。正式なご案内については、後日送付させていただきますので、よろしく申し上げます。

以上をもちまして「令和5年度第2回みよし市国民健康保険運営協議会」を終了いたします。

一同、ご起立をお願いします。

一同、礼。ありがとうございました。